

# 野崎まいり公園 利用団体登録のご案内

野崎まいり公園では、本市における観光および地域文化活動の拠点としての役割を果たせるよう、業務拡充への取り組みを進めています。

その一環として、観光や地域文化活動を目的として活動する団体の登録を受け付けます（登録をしていない団体でも、野崎まいり公園を利用することは可能です）。

## 【登録するメリット】

登録団体が、本市の観光や地域文化の振興のための活動を行うために野崎まいり公園を利用する場合、月1回、施設使用料の免除を受けることができます。

## 【登録要件】

- 本市の観光や地域文化の振興のために、自主的・継続的に活動することを目的としていること（※）
- 意思決定のための組織が確立していること
- 活動に伴う経理を明確にしていること
- 上記の要件が規約または会則などにより明記されていること
- 代表者が大東市内在住・在勤・在学であること
- 主な活動の場および活動の本拠地が大東市内にあること
- 企業活動または学内活動を目的としないこと
- 講師謝礼が生じる場合は講師が会員または事務局職員でないこと
- 18歳未満の者で構成される団体は保護者の承認を得ていること
- 次に掲げる行為をしないこと
  - (1) 営利を目的とした行為
  - (2) 特定の政党その他の政治団体の利害に関する行為
  - (3) 公の選挙に関し特定の候補者を支持し、またはこれに反対する行為
  - (4) 特定の宗教もしくは特定の教派・宗派・教団を支持し、またはこれに反対する行為
  - (5) その他公序良俗に反する行為

※「観光振興のための活動」とは具体的に、観光ガイド、観光PRツールの作成、「大東の名産品」の開発などを指します。また「地域文化振興のための活動」とは具体的に、地域

の伝統文化・芸能等の継承と普及、地域文化資源を活用した大東の魅力創出などを指します。詳細については、野崎まいり公園管理事務所（☎072-878-3303）または大東市政策推進部都市魅力観光課（☎072-870-0442）へお問い合わせください。

**【登録申請について】**

「大東市立野崎まいり公園利用団体登録申請書」に記載のうえ、野崎まいり公園管理事務所または大東市政策推進部都市魅力観光課へご提出ください。